水力発電所遠隔モニタリング実証事業　募集要項等（参加資格関連）に関する質問に対する回答

	資料名	該当箇所							項目名	質問事項	回答事項
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
1	募集要項	8	Ⅱ	4	(15)				工事実績	発電出力が100kW以上の水力発電所（新設）工事の実績は主たる設備であれば土木工事や鋼構造物工事でもよいのか？	工事の業種は問いませんが、水車発電機の設計・製作・据付の実績が必要です。
2	募集要項	8	Ⅱ	4	(17)				監理技術者	他質問回答から、配置する監理技術者は「建設業法等関連法令に基づき、適正に配置すること」を求められていると解釈しています。 本案件は電気工事及び電気通信工事が該当する職種だと考えますが、その場合に電気工事を担当する者が監理技術者（専任）、電気通信工事を担当する者が専門技術者（非専任）でも（またはその逆）よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。許可業種は指定していませんので、建設業法等関連法令等に基づき、有資格者を適正に配置してください。
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											